

## 2018年度野洲市予算に関する要望書

野洲市長  
山 仲 善 彰 様

2017年12月14日  
日本共産党野洲市議会議員団  
団 長 野 並 享 子  
東 郷 正 明  
工 藤 義 明

日頃、市民の暮らし福祉の向上にご尽力されていますことに敬意を表します。安倍自公政自公政権は憲法反の秘密保護法、安保法制（戦争法）共謀罪などを数の力で強行し、今度は憲法9条の改定に踏み込もうとしています。

日本政府が国連本部での、核兵器禁止条約交渉会議に参加せずに、日米同盟の傘の下で、署名も批准もしないのは被爆国としてあるまじき行為です。また米国大統領のトランプが、TPPからの離脱を表明しているにも関わらず、米国抜きで、TPP協定に批准をし、国民の暮らしより、多国籍企業応援の政治を進めようとしているのに他なりません。

さらに安倍政権は消費税10%の引き上げや医療、介護、生活保護、子育てなど社会保障制度の削減を進めようとしています。「沖縄辺野古新基地建設」「原発再稼働」「マイナンバー制度」「労働法制改悪で若者を使い捨てにする」「派遣の恒久化」、「残業代ゼロ法案」「年金カット法案」「社会保障は切り捨てられる中で防衛予算を大幅に増強する」など、国民生活破壊や平和を脅かす方向に暴走しています。

どの問題も、国民にとっては暮らしに直結する問題ばかりで国民との矛盾が広がっています。10月の総選挙で野党統一が分断され与党が3分の2を得ましたが、国民は安倍政権に全て白紙委任したわけでは有りません。

経済でも2017年7月～9月期のGDPが7四半期連続プラスになっているが、内実は外需による輸出頼みで国内の個人消費は落ち込んでおり、大企業は潤っているが、中小零細企業や国民の暮らしは所得格差が広がる中で益々暮らし大変です。安倍政権は、景気の回復を強調していますが、アベノミクスでのデフレからの脱却は破綻しています。

2019年10月から消費税を8%から10%へと増税予定であり、厳しい生活環境の中で将来への不安が、増大しています。その、反面大企業には法人税減税と富裕層には優しく、国民には増税で暮らしが大変です。社会保障の削減ではなく、大企業への税の応分の負担と消費増税中止こそ財政再建の道であり、国民のふところが豊にならなければ経済も循環しません。

地方自治体において国の動向には、大きな影響を受けることになります。このような中であっても、市民の暮らしと平和を守る市政を推進されることが求められています。

よって、2018年度の野洲市予算編成にあたり、市民のみなさんから寄せられました。以下の事項を反映されるよう要望します。

## 行財政

1. 高齢化社会に向けて自治体の果たす役割は、一人ひとりの市民に寄り添える施策がより一層重要となってきます。とりわけ自治会や地域活動への取り組みは、大きな課題であり、緊急の取り組みが求められています。

そのためには「健康・医療・福祉・交流・商業・公共公益施設の確保、歩行空間、公共交通ネットワークの充実を一体的に取り組む都市のコンパクト化」と共に中心から離れた地域の高齢者の買い物難民等の対策も必要となっております。

平成 33 年 から駅前に市立病院が出来る事や、新クリーンセンター横に建設予定の熱利用の温浴施設も踏まえて、郊外からも多くの市民が気軽に公共交通を活用出来る様な環境整備が必要。そうした理由からも、平成 23・24 年度の集中改革プランで削減されたままの市民サービス施策の復活をされること。例えば 70 歳以上と障がい者の循環バス無料化など。

### (回答)

集中改革プランで「当分の間の措置」としていた以外の項目については、体質改善等の見直しを主として実施したものであり、プラン内容の維持を基本としています。改めて検証が必要なものについては、平成 26 年度策定の行財政改革推進計画に基づく取り組みや予算編成の中で、個別に判断し、更なる体質改善を図っていきます。

高齢者や障がい者に対して、コミュニティバスの無料化については、全く利用しない人や利用できない人との公平性の観点や、受益者負担適正化の点で大人通常料金の半額の 100 円としており、妥当な金額設定であると考えています。特に障がい者全てを無料とすることは、一部の方にとっては社会参加への意欲をそぐことにもなりかねません。移動のための障害者への助成サービスは「自動車燃料費及び福祉タクシー運賃助成事業」や「精神障害者支援施設等通所交通費補助金」などがあり、コミュニティバスの無料化は考えていません。

【所管部：政策調整部、市民部】

2. まちづくりは、大企業に頼る行財政運営からの転換を図り、TPP 米国抜きにでも強引に押し進められようとしている中で「野洲市商工業振興指針」や「野洲市農業振興指針」による地域産業の振興を進めること。

### (回答)

商工業及び農業の振興については、それぞれの課題を抽出・検証しながら、各指針等に基づき進めます。

【所管部：環境経済部】

TPP 協定では食の安全基準も壊され、地産地消の取り組みが協定違反にも問われかねず日本農業の危機的状況を生み出す事になる。野洲市商工業振興は地域の発展と雇用促進の面でも重要である。地域の若者が市内で働く場所を確保できるよう工業振興のビジョンを明らかにされたい。その上に立って、土地の利用や開発においては、インフラ整備が進んでいないエリアの市街化も必要である。農村地域に点在する後継者不足による耕作放棄地の市外区域への編入は、地域住民の活性化に繋がり検討が必要である。

(回答)

本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「野洲らしい産業振興により、「野洲で働きたい」と思えるまちづくりを展開します」という基本目標を掲げ、安定した雇用を創出するため、本市の活力創造の源泉である産業振興を実施し、野洲で働くことのできる環境づくりを進めることとしています。

その実現にあたっては、指針に基づく産業振興に取り組むとともに、企業が操業しやすい環境を整備することが必要であり、新規企業の立地促進、既存企業の拡充等の支援として、事業用地の確保のための市街化区域の拡大、国道8号バイパスや大津湖南幹線などの道路交通網の整備を関係機関と連携しながら進め、雇用の確保を図ります。

なお、市街化区域への編入（県による大津湖南都市計画の区域区分の定期見直し）は、平成32年度に予定されており、現在、県と協議を行うための市素案の作成に向けた検討を始めています。地区の選定については、耕作放棄地を前提としたものではなく、野洲市まちづくりビジョンにおける実現可能性の高い地区の中から都市基盤の整備状況等を踏まえ、それぞれの地区に必要とされる土地利用方針に従い、本市のまちづくりとして総合的に検討することで、地域の活性化につなげていきます。

【所管部：環境経済部、都市建設部、政策調整部】

3. 工業振興助成制度について、資本金10億以上の企業についてはこれを廃止されること。

(回答)

工業振興条例に基づき、既に交付決定した助成金は、債権債務の関係が成立していることから、その廃止は考えていません。

【所管部：環境経済部】

4. 消費税は逆進性が強い不公平税制であり、中小零細企業にとっては、価格転換は保障されず大きな負担となっている。国税の滞納額で最大の税金となっていることから、市民、国民が払いきれない税金に苦しんでいる。

アベノミクスが作り出した格差社会がそうした現象を象徴しているが、本来ならば莫大な利益を生み出している大企業や富裕層への応分の負担を求めるべきである。

野洲市は市民生活相談課で生活困窮者に対して先験的な手厚い事業も行っているが、さらに消費税が増税されればカバーしきれない時が来ると危惧される。2019年10月からの消費税10%増税の中止を国に求めること。また2018年予算編成にあたっては消費税8%への増税分は全て社会保障の為に使うこと。地方消費税交付金の使途の明確化を図ること。

(回答)

消費税増税につきましては、少子高齢化が進展する中、膨らみ続ける社会保障財源を確保する上で、必要との判断から決定されたものであると認識しており、単に増税を中止するだけでは、今後、持続可能な社会構造を構築し、安心・安全な生活を実現するために如何に財源を確保していくのかという課題が残されてしまうことから、消費税増税のみならず、他の制度改正等も注視していきたいと考えています。

また、消費税の増収分につきましては、8%に増税された際に、「使途を明確にし、全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされ、地方消費税収の引き上げ分も「年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策等社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」と地方税法に明記されたことから、本市におきましても、当初予算の資料におきまして、その使途を法の趣旨に則り、社会福祉他社会保障施策の一般財源の一部として充当している旨明

示し、予算執行しています。

なお、地方消費税交付金は、市の歳入において、市税や地方交付税と同じ一般財源として区分されることから、予算書では、他の財源と区分して明記しておりませんが、消費税増税による地方消費税増収分については、使途が決まっていることから、前述資料によりまして、お知らせしています。

【所管部：政策調整部】

## 防災

1. 福井県の原子力発電所において福井県の西川知事は、2017年11月27日に関西電力大飯原発3・4号機の再稼働に同意したが、過酷事故が起これば全ての人達への避難は、困難であり、命と健康を守り切れないと共に、故郷の自然とそこでの豊かな暮らしを奪われる事になる為、原発の再稼働には反対されること。地産地消の再生可能エネルギーの自治体政策としての政策を明確にすること。

(回答)

原子力発電所における事故対策については、事業者において可能な限りの対策を実施していただくことは勿論、国全体の防災対策として慎重に考えるべき問題と考えます。

また、原子力発電所の再稼働については、安全性や判断基準により国において判断されるべきものであり、国全体の将来にわたる大きな問題であることから、市独自の要望等については考えていません。

今後、原発依存度を低減しつつ現実的かつバランスのとれたエネルギー需給構造を実現していくことが重要だと考えています。

【所管部：市民部、環境経済部】

2. 本市は福井原発群から約60kmでありひとたび事故が起これば琵琶湖の汚染も含め、甚大な被害を受けます。深刻で悲慘な事態が想定されることは明らかである。原子力規制委員会や国の判断は、住民目線ではなく電力会社目線であることから、市として市民の命と暮らし生命財産を守る立場から、原子炉は廃炉にして行くことを国に求めるべき。新規建設中止はもちろん、とりわけ原子力規制委員会が認めた40年を超える老朽化原発である美浜原発3号機と高浜原発1号機、2号機の廃炉を国に求められること。

(回答)

原子力発電所の廃炉、新規建設については、安全性や判断基準により国において判断されるべきものであり、国全体の将来にわたる大きな問題であることから、市独自の要望等については考えていません。

【所管部：市民部】

3. 市地域防災計画の見直し、原子力災害編の充実させること。災害対策基本法42条に基づいた、農地や南部水道への対策について市防災会議での審議結果は具体的な防災計画や対策が図られたのか市民の命を守る緊急の課題である。

(回答)

平成29年度野洲市地域防災計画修正、国民保護計画変更業務において、現行計画（平成25年7

月) 策定以降の関係法令の改正及び国の防災基本計画や滋賀県地域防災計画との整合を図り、野洲市地域防災計画全般に対し修正を行っており、この中で原子力災害についても計画の修正を進めています。特に、最新の原子力災害対策指針(平成29年3月改正)や県の原子力災害への取組みなどから必要と考えられる内容等について分析し、市の計画に反映をしています。また、「地域防災計画修正(案)」は、市庁内からの意見、関係機関からの意見等を踏まえ、市防災会議に諮り十分な審議を経て作成を行っています。今後、パブリックコメントを行い、その結果を踏まえ、再度防災会議に諮ったうえで、修正を完了する予定です。

【所管部：市民部】

4. 福井原発群で重大な事故が起きた場合、野洲市が北部から避難されてくる人々の通過点となる。情報が錯乱しない為の通信手段の確立や中継地点として近隣他市との連携も必要となります。車やバスの配置、誘導職員などは県の要請や他市町の協力要請のもと応援先・受援先の指定や連絡・要請の手順について整備はされたのか市としてのマニュアルは有るのか

(回答)

熊本地震発生以降、防災関係の施策の大幅な見直しを進めています。具体的には、今年度、地域防災計画の修正と併せて業務継続計画(BCP)に係る基本手順の策定を進めています。次年度には、BCPと災害時職員初動マニュアルの整備を、平成31年度には災害時受援計画の策定を予定しており、具体的な体制の確立を図る予定です。

【所管部：市民部】

## 医療・福祉

1 新病院建設計画はこれまで議会での否決を繰り返し当初計画より遅れている。市民の命と健康を守るためには、5万人の野洲市に入院できる中核医療機関新野洲市民病院はどうしても必要で有る。運営が独立行政法人としてスタートするが、市民の命と健康を守る砦としての病院の有り方が問われる。地域医療の連携と高齢化社会に向けたサポートが機能する病院にして行く為に行政としての役割は重要である。これまで駅前はダメという声も有ったが、駅前だからこそ病院事業が成り立つ。市民への説明も必要と考える。市民に開かれた病院事業として早期建設を図られること。

(回答)

市議会11月定例会において可決された病院整備関連予算によって、1月から実施設計業務に取り組む予定であります。また並行して人事・組織、運用面の調整、現野洲病院からの事業継承、医療法や健康保険各法に関する許認可の手続等々を進めながら、市民への説明についても、小グループでの懇談会などを積極的に展開し、一層の理解と支援拡大を図る予定です。

なお、野洲市民病院の開院時期につきましては、実施設計業務の終盤で一段具体化する見込ですが、大規模かつ機能的にも複雑な施設であることから、事業実施計画中で示した通り、今のところ平成33年春頃まで工期を要するものと見込んでいます。

【所管部：政策調整部】

## 介護保険

特別養護老人ホームの待機者は増加の一途で有る。公的保険制度でありながら、必要なサービスを

受けられない事態を打開し、行き場の無い高齢者を無くすため、特別養護老人ホームの整備やショートステイの増床は急務である。中主地域での計画の公募で選定基準に満たないという理由で取りやめになったが、第7期介護保険事業計画での見通しは。

(回答)

市内における特別養護老人ホームの待機者対策として、平成30～32年度までの介護保険事業計画(第7期計画)策定において、特別養護老人ホームの施設整備が必要であることは認識しており、現在、検討しているところです。

【所管部：健康福祉部】

国の社会保障制度の削減で、非課税世帯に対しての補足給付も預貯金が有れば除外しているが、いざという時預貯金も必要で有る。要支援の生活支援サービスを保険給付対象外にし、NPO法人・民生委員・ボランティア等で対応になっているがどの様な方が(規模)登録されているのか高齢者の自己負担も2割へと引き上げられているがこうした負担増やサービス低下に対しては国に改善を求められること。

(回答)

要支援の方の生活支援サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業において対応しており、指定事業所及び市の直営によりサービスを提供していることから、ボランティア等による提供は現時点ではありません。

【所管部：健康福祉部】

介護保険制度の改悪により要介護1・2の方々が特別養護老人ホームへの入所が出来なくなっているが特例入所で認められれば、要望ある方々は特例入所が出来ることになっているが特例入所された方はいるのか。介護保険制度改悪で入所できなくなっている。入所可能になるよう自治体としての取り組みを行うこと。

(回答)

平成27年4月からの介護保険制度改正後、要介護1・2で特例入所された方はおられません。なお、要介護1・2の人については、国のガイドラインに基づいてやむを得ない事由による場合に例外的に入所が認められるもので、入所可能となるように自治体として独自に取り組む考えはありません。

【所管部：健康福祉部】

保健あって介護なしという厳しい現状から市民の命と健康を守るのが行政の役割。責務ある行政として、現在条例等に基づいて行っている介護保険減免制度を拡充されること。居住費・食費に対しても住民非課税世帯だけでなく市独自の補助金制度を創設されること。

(回答)

現在、条例において減免制度を規定していますが、現行制度を拡充する予定はありません。また、居住費・食費についての補助制度については、住民税非課税世帯など低所得者に対しての制度であり、これらの費用は施設入所において受益に見合う負担が必要と考えていますので、市独自の補助制度は考えていません。

【所管部：健康福祉部】

一般会計からの繰り入れにより、第7期（平成30年度32年度）の改定時期に、市民の重い負担となっている保険料（基準額）の引き下げを行うこと。

（回答）

一般会計からの繰入金は介護保険法に基づくルールにより行っており、第7期（平成30年度から32年度）においては、被保険者の負担額や介護給付費準備基金の保有額を勘案しながら、保険料の設定について検討しているところです。

【所管部：健康福祉部】

公費による低所得者保険料軽減の充実を国に働きかけると共に、自治体として現在介護保険料の支払いが困難な場合分納による対応をしているが、市独自の軽減措置を行うこと。

（回答）

介護保険料減免制度については、現在、条例において減免制度を規定していますが、市で独自の軽減措置を行う予定はありません。

【所管部：健康福祉部】

総合事業が29年から開始されているが、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を多様なサービスという名のもと住民ボランティアなどに置き換えるのではなく、あくまでも現行のサービスを維持した上で新たなサービス資源をつくるという基本方向を堅持すること。さらに、全ての要支援認定者には利用者の希望に基づく選択を保障し、（住民からは希望が認められない不満も聞く）住民ボランティアへの移行を押し付ける指導はしないこと。

（回答）

介護予防訪問介護・介護予防通所介護につきましては、予防給付といった全国一律のサービスではなく、各市が地域の実情に応じた取り組みが可能な地域支援事業へと移行し、現行のサービスに加え、緩和基準サービスや短期集中予防サービスなどの新たなサービス資源をつくるという基本方向は変わりません。また、利用者の希望や選択は尊重し、その人にあったケアプランを作成していきます。

【所管部：健康福祉部】

## 国民健康保険

1. 平成30年4月から国保の広域化が開始される。協会けんぽや健保組合と比べて年齢構成が高く加入者の所得水準は相対的に低い広域化の運営方針では将来的に軽減制度など自治体の独自施策も無くす方向が示されている。そうなれば低所得者ほど保険税が引き上げられる。市には徴収などの業務は残り、市民にとっても広域化のメリットはない。国に国庫負担の増額を求め加入者の負担軽減を図ること。

（回答）

国保を広域化することの最大の理由は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講ずる。」ということにあります。

医療保険制度の基盤を支える国保制度の安定的な確保が、市民にとってメリットにつながるもの

と考えています。

なお、国庫負担の増額については、諸般の情勢をみて、必要に応じ県や県市長会等を通じて要望してまいります。

【所管部：健康福祉部】

2. 11月28日に県に平成30年4月からの国民健康保険の都道府県化で県民の命と健康を守る社会保障制度としての国保を堅持するため、保険料（率）の統一化を撤回し、市町の裁量に委ねることを求める要望書を知事宛てに提出し医療保険課に申し入れた。滋賀県は国保税が県内市町の場合、大きな差異がない事を理由に統一化を図ろうとしている。そもそも人口・高齢者の割合、医療機関の整備状況、予防の取り組みなどによっても市町によって違いがある。

国の法律によっても規定はされておらず、財政面で県が管理しても、納付金を納めれば後は市町の範囲であるため国保税の設定については市町の裁量が貫けることを県に対して要望すること。それだけでなくも払いたくても払えない国保税滞納者も多く国保が命のパスポートであることから社会保障制度としての国保を堅持されること。

（回答）

本県の国民健康保険運営方針の基本理念は、「持続可能な国民健康保険の運営」を掲げています。

その基本理念を実現するための方向性としては、「保険料（税）負担と給付の公平化」、「保健事業の推進と医療費の適正化」、「国保財政の健全化」の3点に重点をおいて、制度の安定化と持続可能な仕組みづくりを目指しており、この方向性については、県と市町が合意の上、現在、関係者が一体となって取組を進めようとするものです。

こうした方向性のもと、保険料水準の統一を実現していくためには、市町がこれまでの長い歴史の中で、様々な事情を考慮して保険料（税）を設定してきた経緯などがあるほか、財政負担のあり方について、県民の理解、関係者間での丁寧な議論や十分な準備期間が必要となることから、広域化後、平成35年度までの6年間は調整期間が設けられています。したがって、少なくともこの間は、国保税の設定について市町に裁量権がありますが、それ以後ことは、現在のところ、言及できる段階にはありません。

社会保障制度としての国保の堅持は、前述のとおり、市民にとって医療保険制度の基盤を支える国保制度の安定の確保に努めることが肝要であると考えています。

【所管部：健康福祉部】

3. 本市の国保は平成28年度では栗東市に継いで2番目に高い、都道府県化で高額医療費なども県が持つことになり、国民健康保険の財政調整基金は平成29年末で2億97527000円見込みであることからひとり一万円の引き下げでも一億310万円であり基金も2億近く残る。ひとり一万円の引き下げを行うこと。

（回答）

1人1万円の引下げを国保財政調整基金で対応した場合、現在の国保被保険者数が約1万2百人ですので、3年で基金は枯渇することになります。また、この結果、4年後には、本来の保険税に戻り、1人当たり1万円の引上げ、4人家族ですと4万円の引上げとなり、極端な跳ね返りとなりますので、適切な措置とは言い難いと考えます。

したがって、基金の活用につきましては、各種納付金等の精算や保険税収の誤差など基金の保有必要額を見極め、広域化後の調整期間における保険料統一に向けた動向にも注視しながら、段階的に適正な規模まで被保険者に還元していくことで、適正な保険の運営の確保に努めます。

【所管部：健康福祉部】



4. 資格証明書の発行件数は3年前の172人から着実に減少し昨年39人現在31人となっていることは評価できる。市民生活課や納税推進室との連携を強め、納税相談に来られない方々に対する滞納の理由や実状の内容を丁寧に対応されて、市民の命と健康セーフティーネットを失わせる資格証明書の発行そのものは行うべきでなく、短期証への切り替えを行うこと。

(回答)

短期被保険者証や資格証明書の交付については、法令に基づいて適正に実施しているところですが、本市では、資格証明書の交付基準を一部見直すことにより、本来資格証明書の交付対象となる被保険者に対しても、生活困窮者支援事業と密接に連携して個々の実情に応じたきめ細かな相談を実施することとしています。このことにより、資格証明書を交付しない特別な事情の有無について、適切な判断が可能になると考えます。

また、資格証明書の交付基準に関する限り、十分な担税能力があるにもかかわらず納税に応じない人と、支払いたくても支払えない生活困窮支援対象の人を同様に扱うことについては、納税の義務を果たされている人も含め、国保被保険者全体の公平性や公正性の面からも問題があると考えます。

【所管部：健康福祉部】

## 子育て支援

1. 子ども・子育て新システムがはじまって2年が経過した国と自治体の保育に対する責任が後退し営業企業に委ねかねなく、保育条件の改善も出来ない。このシステムの問題点は保育料の算定の仕組みが国の所得税である応分の負担から、市町の住民税である応能負担と変わる事になったが、この保育料設定では低所得層及び子どもの成長発達を保障できず、親の懐次第の輪切り保育になりかねない。昨年の要望で特に所得が低い世帯の保育料を低く設定し、生活困窮世帯の子育ての支援をいう考え方を反映しているということであった。どの子ども健やかに成長でき保護者が安心して預けられる保育の質向上に努められること。

(回答)

昨年も回答しましたように、本市の保育料は他市と比較しても、特に所得が低い世帯の保育料を低く設定しており、生活困窮世帯等の子育て支援を行うという本市の子育て支援の考え方を反映しています。また、保育の質の向上のために、各園では園内での研修会をはじめ、園外研修への職員の派遣、民間保育所を含む市内保育所・園の職員で構成する「野洲保育研究会」での研修会の開催などを行い資質の向上に努めています。

【所管部：健康福祉部】

2. 保育園落ちたという言葉聞いて久しいが本市においても保育不足は否めない。人材バンク事業などで努力はされているものの、パートや非正規での公募となっている。働く方がフルタイムでない働き方を希望されているというが、正規職員としての採用に取り組まれること。

(回答)

幼児保育・教育に従事していただく人材の確保については、「野洲市三方よし人材バンク」事業による取組みなど、様々な手段を講じ取り組んでいます。また、正規職員の採用についても計画的に採用を行っており、経験者枠の募集など拡大を図っています。

【所管部：健康福祉部】

3 保護者が子供を保育園と幼稚園に連れていくのは大変という声もある。保育園を充実し保育園の待機児童を解消されること。

(回答)

面積に余裕のある保育園の定員の見直しや、(仮称)三上こども園の整備など保育園(こども園)の充実に努めていますが、保育を担う人材の確保が出来ないため待機児童が発生している状況です。

このことから、人材バンク事業や保育士等保育料補助制度などの取り組みや、正規職員の採用枠の拡大、嘱託職員の報酬の改善などにより人材確保の取り組みを進め待機児童の解消に努めます。

【所管部：健康福祉部】

4. 医療費の無料化を中学校3年生まで、拡大されること。(一度に上げられないなら段階的に引きあげられること) 県の制度としても求めていくこと。

(回答)

中学3年生までの医療費の無料化については、過去に子どもの福祉医療費助成制度の拡大の取組を意図しましたが、隣接市の連携が整わず実施できなかった経緯があります。その後、子育て支援及び教育等の分野においては、福祉医療費助成制度の拡大よりも優先度の高い課題が存在するため、他市に先駆けてこれらに優先的に取り組んでいるところです。

現在の本市の考え方としては、現状においては、個々の市町ではなく基礎的施策として、県よりも国が責任をもって対応すべきものと考えており、これについては、「少子化対策は我が国における喫緊の課題であることにかんがみ、国の責任において、子どもの医療費助成制度を創設すること。」との内容を全国市長会から国の関係機関に提案要望を行っておられ、また、県に対してもこれらの内容について、県の立場から国に向けて後押し願うよう要望しています。

【所管部：健康福祉部】

## 医療・保健・在宅福祉

1. 後期高齢者医療制度は制度施行時より、年齢による保険証の取り上げの差別など多くの指摘がされてきた。高齢者医療の窓口負担増や保険料の引き上げで高齢者は悲鳴をあげている。現行制度を基本としながら、実施状況を踏まえ、必要な改善を行っていくことであるが、高齢者に負担増を押し付けている制度は破綻している。この制度そのものの廃止を国に要望されること。

(回答)

後期高齢者医療制度は、「高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ること。」を目的に制度化されている医療制度で、少子高齢化社会が加速していく状況の中、日本が将来に渡って置かれている社会構造から鑑みても必要な制度であると考えています。

【所管部：健康福祉部】

2. 後期高齢者医療制度は75歳からの特定健診が27年度から生活習慣病により、医療機関で血液検査などを行った方を対象外としていた。県への申し入れで平成28年10月19日血液検査を行っている人でも全ての検査をしている訳でなく特定健診が受けられる要望した。平

成29年度からは、健診除外対象者の抽出基準の見直しにより、健診受診対象者全員に受診券が送付されているということだが特定健診の通知による周知徹底の対応を求める。福祉タクシーチケットの初乗り運賃制度は居住者の住む地域により、不公平感があり、改善をされること。妊婦健診の向上を図るため無料化をされること。

(回答)

1点目の特定健診の通知については、平成29年度からは、健診除外対象者の抽出基準が見直され、潜在的な受診対象者も含め受診券が送付されることとなっているので、全員への受診券の送付、あるいは受診対象の除外となる旨の文書等は、記載が必要ないと考えています。

2点目の障がい者施策及び高齢者施策で実施するタクシー運賃の助成事業については、日常生活の生活行動範囲の拡大による社会参加の促進を図ること等を目的に実施しています。このため、利用目的を公共施設や病院への利用に限定しているものではなく、広い範囲での利用を想定していることから、初乗運賃を勘案した現行の料金制度を、個人が利用されるタクシーの利用距離による助成への変更は、現在のところ考えていません。

3点目の妊婦健診の無料化については、母体と胎児の健康を守り、安全で安心な出産のため、定期的に健診を受けることが重要と認識し、標準的妊婦健診回数である14回分の助成が確保できるような助成制度としています。なお、平成27年度から1人当たり20,170円アップの94,560円を助成しているところであり、今後も、健診費用は毎年度検証し、必要に応じ見直すこととし、妊婦健診受診率の向上を図っていきます。

このことから、妊婦健診の無料化については、現在のところ考えていません。

【所管部：健康福祉部】

## 生活保護

1. 生活保護を受けている44%は65歳以上の高齢者ひとり暮らしの高齢者は全国に600万人で年収が生活保護水準以下(120万円)を下回る人がおよそ半数の46%その内、生活保護を受けているのは70万人と言われています。多くの方は生活保護に頼らずギリギリの生活をしています。本市で暮らしている人も例外では有りません。平成19年10月には消費税10%増税が計画されています。生活保護者にたいしての生活保護費の増額を国に求めること。

(回答)

生活保護制度で保障されている最低生活費については、国の責任において基準を定めていることから、一定の水準が保たれていると考えています。

したがって、増額するよう国に求めることは考えていません。

【所管部：健康福祉部】

2. 社会保障制の削減で生活保護法が改定され、親族、血縁関係による扶養義務の強化で保護が受けられなくなり全国では餓死・自殺もニュースとなっている本市では扶養義務者の欄に記載が無くても受付しているが、実態に即して保護申請が出来るよう取り計らいを行うこと。

(回答)

保護申請については、扶養義務者の欄に記載が無くても従前から受け付けていますが、保護の要否の判断の要素の中には、扶養義務者による扶養又は経済的支援が可能かどうかを把握することは必要ですので、当然のことながら、調査は実施しています。

本市では、この調査結果に基づき実態に即して審査しており、他の必要な要件も法令等に従い決

定しています。

【所管部：健康福祉部】

## 教育

- 1 いじめ問題で教師がいじめを発見できない背景には教師の多忙化がある。少人数学級の推進や教職員の加配・スクールソーシャルワーカーの配置など教育環境の向上を図られること。

(回答)

少人数学級や加配の配置については、本市の規模では独自施策は困難ですので、県への要望を強くあげています。

また、スクールソーシャルワーカーの配置については、現在「拠点校方式」としており、対象は全小中学校となっています。スクールソーシャルワーカーが持つ生徒指導上の教育的効果は高いので、オアシス相談員も含め今後さらなる配置の充実に努めます。

【所管部：教育委員会】

2. 35人学級推進のため引き続き県・国に要望すること。

(回答)

現在は、県独自のシステムで加配措置を設けて、申請により35人学級の実現が可能な状況になってきています。しかし、まだ完全35人学級の法制化には未だに至っていませんので、今後も粘り強く国や県に要望していきます。

【所管部：教育委員会】

3. 北野幼稚園の学級規模は3歳児の児童が多いことから保育室施設改修が必要検討を行うこと。

(回答)

北野幼稚園の3歳児の児童増に対応するため、既存施設内で部屋の割り振りを変更し、学級の増設が可能となるよう幼児用トイレの増設工事を行う予定をしています。

【所管部：健康福祉部】

4. 格差と貧困の広がりで子どもの貧困も増えている就学援助基準を見直し生活保護基準の1・5倍に引き上げられること。

(回答)

現在、野洲市の準要保護の基準については、生活保護基準の1.2倍としており、見直しは考えていません。

【所管部：教育委員会】

5. 学校給食における食材の放射能調査をされること。また食材アレルギーを持つ子どもの把握管理の徹底で安心安全な食材に努めること。

(回答)

本市の食材調達においては、生産地証明や放射性物質の測定値を求めるなど安全な食材調達に心掛けており、調査の実施は考えていません。また、食物アレルギーを持つ子どもの保護者に詳細な

食材データを提供しています。なお、アレルギーの少ない食品の利用を基本としており、バランスの取れた「安心安全な美味しい給食」の提供に努めています。

【所管部：教育委員会】

6. 教職員の健康管理に関しては、学校産業医の健康相談体制はあるが、安全衛生委員会が無い。早期設置を行うこと。

(回答)

学校における労働安全衛生管理体制を整備することは、教職員が教育活動に専念できる労働環境を確保することにつながるとの認識のもと、学校において求められる労働安全衛生管理体制が構築できるよう、教育委員会として検討します。

【所管部：教育委員会】

7. 教職員の長時間労働が全国的に問題となっている。特に部活を担当する教職員は過酷であり、どうすれば超過勤務をなくせるのか真剣な取り組みが必要である加配や役割分担の見直しを行うこと。

(回答)

教職員の長時間労働の縮減に向けて、学校業務の見直しや効率化、運営組織の改善、専門家等の人的配置や地域連携等の取組、また、中学校では、部活動の見直しや指導員の配置等も検討していきます。

現在、「教職員の働き方改革検討会」を設置し検討しているところです。

【所管部：教育委員会】

8. 高校生に対する本市の給付奨学金を創設することと、現在行っている大学生にたいする給付奨学金の月額3000円の増額を行うこと。

(回答)

現在、高校生に対する給付型の奨学金制度の創設は考えていません。

また、大学生等に対する修学奨励金の増額も考えていません。

【所管部：教育委員会】

9. 祇王小学校のエアコン室外機の音が近隣住民の騒音問題となっていたが、どのような対応をされたのか。現在の基準値は基準値を超えていないのか 明確にすること。

(回答)

空調室外機については、野洲市生活環境を守り育てる条例並びに同施行規則に規定されている騒音・振動関係施設には該当しないものでありますが、一定騒音を発していたことから、今年度においてエアコン室外機の周囲全体に防音シートを取り付けたものであり、取り付け後の測定値は、基準値以下の数値まで改善されています。

なお、祇王小学校では児童下校後に教室のエアコンの使用を停止し、騒音を発生しないよう努めています。

【所管部：教育委員会】

10. 中主小学校のグラウンドは凸凹がひどいため雨が降ると水たまりが出来て使用できないのでグラ

ンドの整備を行うこと。

(回答)

経年劣化により、地中の暗渠排水管の排水機能が低下し、グラウンド表面の水はけが悪くなっており、授業参観等の学校行事開催時に保護者車両乗り入れもあって、表面に凸凹が生じやすくなっているのが実状です。

表面の整備は日常トンボ等での整地により対応出来るものと考えていますが、駐車場の拡張や暗渠排水管の更新・改修については、大規模改修後に検討をします。

【所管部：教育委員会】

## まちづくり

1. 野洲駅前周辺の整備については平成33年4月開院の新野洲市民病院を核に健康をテーマに人と人がつながることで生まれるにぎわいづくりを文化、歴史、景観を継承し市民が賑わいと交流の街づくりの計画をつくられること。

(回答)

野洲駅南口周辺整備については、「野洲駅南口周辺整備構想（平成27年3月策定）」において「心と体の健康をテーマに人と人がつながることで生まれるにぎわいづくり」をコンセプトとし、未来を見据え、成長する駅前をキーワードに、駅前の特性を生かした機能を配置することとしています。

現在、前期計画として、野洲市民病院の整備と併せて、立体駐車場の整備をはじめ、会議室や図書館機能等の公益機能、飲食店等の商業サービス機能を配した「交流／商業施設」や誰もが自由に利用でき子どもが安心して遊べる「市民広場」の整備に向けた検討を進めています。

また、中・後期計画では、人と人との出会いを促す「交流施設」や多目的に利用できる「文化・スポーツ施設」等を整備する予定であり、市民が成長・活動・交流できる環境の提供とともに、駅前の立地を生かしたにぎわいのあるまちづくりを進めていきます。

【所管部：政策調整部】

2. 景観条例による景観計画は県と市が連携して近隣景観形成協定を自治会に働きかけていくということであったが現在の進捗状況はどのようになっているのか働きかけを進められること。

(回答)

景観条例による景観計画については、県と市は連携しています。近隣景観形成協定については、自治会への働きかけとしましては、全自治会に配布しているコミュニティ資料に、自治会活動を支援する施策として「野洲市景観形成事業費補助金交付要綱」を掲載しているところです。

また、協定締結済み自治会には、翌年度の補助金対象事業の実施について照会をかけています。今後も継続して、近隣景観形成協定制度や景観形成に関する制度の周知を図りつつ、景観まちづくりを推進していきます。

【所管部：都市建設部】

3. 循環バスは引き続き利便性を高め路線の見直しを検討され利便性の向上で市民の足となるよう工夫されること。

(回答)

今年度、市コミュニティバス運行等の見直し業務において、本市の人口動態、交通実態の整理など現況把握をしたうえ、将来的な人口の減少、少子高齢社会の急速な進行を見据え、より効果的で効率的な運営も含め、市民ニーズに合った路線・運行時間・運行方法等、実効性のあるものとするため見直しを進めています。なお、新たな路線、ダイヤによる運行を平成31年4月から予定しています。

【所管部：市民部】

4. 新踏切の改良はこれまで何度も要望してきたが、市が計画すればJRは協議をすると言っているためJRとの協議を進められること。

(回答)

新踏切については、過去に鉄道管理者であるJR西日本と協議しましたが、小学校方面から踏切を渡るとすぐに市道小篠原上屋線があり、踏切と市道とが近接し過ぎていることから、踏切を拡幅することよりも、立体交差として改良することをJR側から要求されており、現状の踏切形態での拡幅改良については、協議に応じていただけない状況です。

また、立体交差となると、鉄道敷地のみならず、市道小篠原上屋線を併せて跨ぐ大規模な構造物となることから、この形態では事業実施をすることは大変難しい状況です。

こうしたことから、構想のある新駅設置の際に抜本的な対策を行うことが最善であると考えています。

なお、平成29年度野洲市通学路交通安全推進会議におきまして、踏切の横断ならびに列車通過の待避に安全に溜まる歩道スペースが確保されていないことから児童が溜まるスペースを確保するよう要望がありました。その後、JR西日本と協議を重ねた結果、平成29年6月に歩道拡幅事業として計画協議が整いましたので、今年度末には、歩道スペースの拡幅工事が完了し、通学路の安全度が高まる事になります。

【所管部：都市建設部】

5. 通学路のグリーンベルト化はこれまでも進んでいるが引き続き進めること。

(回答)

通学路のグリーンベルト化は、平成23年度より児童生徒の安全性向上を目的に継続的に進めており、平成28年度までに8,387m設置しました。今年度におきましても、約3,600mの設置工事を実施しています。次年度以降におきましても、通学路交通安全プログラムに基づき対策が必要とされる箇所を順次整備していきます。

【所管部：教育委員会、都市建設部】

6. 川田橋の防護柵が高いため、守山側から来る車の見通しが悪い特に朝の通勤時間は通行車両が多く危険である。防護柵を低くされること。

(回答)

当該箇所については、平成25年度に市道市三宅竹生外周線の整備に合わせ、歩行者や通過車両の安全確保について公安委員会と協議を重ね、隅切り及び歩行者溜まりを広くする対策が講じられました。

県道守山中主線に出る場合には、県道の歩道手前に停止線があり、停止線から県道車道前まで徐行することで左右の交通状況が十分確認できるため防護柵の改良は不要と考えています。

【所管部：都市建設部】

7. 県道木部野洲線の久野部地先から発電所までに歩道を設置されたい。県道2号線との交差点の改良について重要文化財とのからみから県の文化財保護課や文化庁と協議をするという事であったが協議を図り改善されること。

(回答)

当該区間の事業について、最近の動きとして、道路管理者である県は、本年9月24日には、久野部自治会住民に対する事業説明会を開催されています。説明会では、両側歩道の設置、久野部交差点の交差点改良並びに線形の直線化を合わせた事業概要内容の説明をされました。12月3日には、用地測量の実施に伴う地権者説明会を実施され、おおよその道路拡幅範囲を地権者に示すとともに、意見聴取をされました。

また、本事業において、隣接する重要文化財敷地（大行事神社）の一部を取得する必要があることから、昨年度より、滋賀県文化財保護課を通じ文化庁と協議を重ねて行っていただいていたところですが、12月21日には、文化庁担当者の方が現地を確認いただいたことにより、協議事項について了承が得られました。これにより、本事業における大きな課題の1つが解決され、事業が大きく前進したものと考えています。

【所管部：都市建設部】

8. JR篠原駅からの県立擁護学校への通学路である県道の歩道整備を引き続き県に求めること。

(回答)

篠原駅前の団地内については、用地確保が難しいため歩道が確保されていない箇所にグリーンベルトが設置されています。

近江八幡市との境界付近は、歩道整備を計画されているものの、一部地権者から用地の協力をいただけていないため整備が進んでいません。

また、近江八幡市域のJR篠原駅周辺については、住居が密集しており用地確保が困難な状況であることから事業計画が定められていませんが、市としては、JR篠原駅から県立野洲養護学校への通学路はもとより、高木集落内も含め歩道整備が早期に実施され、完了されるよう引き続き県に対し要望していきます。

【所管部：都市建設部】

9. 県道の歩道の除草の頻度を増やしていくことを求めること。除草の時期も検討されること。

(回答)

県道の除草は、以前より年1回の草刈を基本とされていますが、交差点付近等、特に通行に支障となっている箇所は、必要があれば随時対応していただくよう要望しているところです。

【所管部：都市建設部】

## 産業

1. 若者の4割が非正規雇用となっている深刻な状況である。市内企業に対して規模を問わず正規雇用の確保を求めること。

(回答)

野洲市企業人権啓発推進協議会では、平成28年度の活動の柱の1つを「若年雇用(若年雇用促



進法)、正規社員転換・待遇改善実現」とし研修を行ってきました。平成 29 年度につきましても、特に非正規雇用の割合が高い女性に焦点を当て、「女性活躍推進」をテーマとした研修を行っています。また、事業所訪問の機会に、労働契約法に基づく「無期転換ルール」や厚生労働省が実施する「キャリアアップ助成金」について周知を行ったところです。

【所管部：環境経済部】

2. 住宅リフォーム助成制度は特定の業者のみに偏ったものではなく、地域で仕事と資金をさせ、地域循環型経済効果をもたらし、地域経済の起爆剤としての効果が期待できる。市独自としての制度化を図ること。

(回答)

住宅改修については、耐震化やバリアフリー化に対する支援などの制度を設けているところです。

【所管部：環境経済部】

3. 米国のトランプ大統領はT P Pからの撤退を表明したが、米国抜きでの協議が進められようとしている。日本の農業や産業にとって雇用や地域経済にも深刻な影響を与える政府に対して撤退を求めること。

(回答)

環太平洋経済連携協定（T P P）に関しましては、環太平洋パートナーシップ閣僚会合において、11 か国によるT P P交渉の大筋合意が確認されたことなど、具体的に進行している状況であり、市としては、撤退を求める、求めないなどの立場を示すものではないと考えています。

【所管部：環境経済部】

4. コメの生産調整廃止で直接支払金が廃止される。県・国に対して農業への抜本的な対策を求めること。

(回答)

平成 30 年産米からは長年続いていた国による米の生産数量目標の配分が廃止され、これと連動して米の直接支払交付金制度も廃止されますが、国では「農業競争力強化プログラム」において、生産資材価格の引き下げや効率的・機能的な流通構造の改革、農地中間管理機構を通じた土地改良の施行、また収入保険制度の導入など、農業者の努力では解決しがたい問題について、制度改革を進めることとしており、それを注視しているところです。

【所管部：環境経済部】

5. マイナンバーカードについては行政等への提出書類に記入の義務がおこなわれているが、マイナンバーカードは全国でも10%ぐらいしか登録されていない。市民に対してマイナンバーを強制しないこと。

(回答)

マイナンバーカードの取得に関しては、強制ではありません。

また、マイナンバーの記入についても、通常の業務において強制はしていません。ただし、各法令上書類へのマイナンバー記入が義務となっているものについては、引続き、記入されない市民に対して記入は義務であることを説明し、対応します。

【所管部：市民部】

6. 所得税法56条は、事業者の家族や女性の権利が認められない不合理な制度であり憲法にも違反するものである。この税制を無くす事によって、個人の納税意識の向上や行政にとっても税金が増えるメリットもある、制度廃止を国に求められること。

(回答)

生計を一にしている配偶者その他の親族が納税者の経営する事業に従事している場合、納税者がこれらの人に給与を支払うことがあります。これらの給与は原則として必要経費にはなりません。青色申告をする場合には、支払った青色専従者給与は必要経費としての控除が認められています。その要件として「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署長に提出する必要がありますが、これはその専従者給与の限度額を税務署長に届け出るものであり、税務署長が労働の評価を決定するものではありませんし、家族や女性の権利が認められないといったものではありません。また、白色申告の場合も、一定額の専従者給与の控除は認められています。このようなことから違憲な制度とは考えておらず、廃止を求める予定はありません。

【所管部：総務部】

## 台風や集中豪雨対策

1. 中小河川の氾濫にたいしての治水対策の幹線整備を早期に図ること。

(回答)

本市では、平成22年度に公共下水道雨水基本計画を策定し、主要な河川や水路の流下能力を把握のうえ整備に着手しているところです。

雨水幹線整備事業につきましては、市三宅・四ツ家地区の治水安全度の向上、及び野洲駅南口周辺の常襲的な浸水被害の軽減を目的に、平成24年度より五之里地先から市三宅地先の友川の改修に取り組んでおり、今年度末には1,395mが完成する予定です。

また、県においては駅前の治水対策として一級河川妓王井川を平成26年度から河床を50cm切下げる低水路整備を行っていただいております。今年度においても、滋賀銀行野洲支店付近から上流側を実施される予定となっております。しかしながら、抜本的な治水対策が行われていないことから、妓王井川を含む流下能力の低い一級河川については、引き続き県に対し、河川改修事業の促進を重点的に要望してまいります。

一方、国におきましては、平成27年の関東・東北豪雨を受け、「水害は必ず発生する。」との考えのもと、“水防災意識社会 再構築ビジョン”を策定し、堤防強化などのハード対策や逃げ遅れをなくすための避難行動の取り組みに係るソフト対策を一体的・計画的に推進しているところです。

本市におきましても、ハード対策だけでなく、防災・減災についての情報共有や避難誘導等のソフト対策の取り組みを一層進めてまいります。

【所管部：都市建設部】

2. 祇王学区の北地区に設置している新川の2基のポンプの排水容量が不足しあふれる。兵主学区の野田付近の新川の河川幅が狭いため上流に逆流して溢れるため河川の拡幅が必要であり整備を求める。

(回答)

北地先の常設ポンプは、県において平成 28 年度に 2 基を設置されましたが、抜本的対策を講じたものとして認識はしていません。市におきましては、淀川水系甲賀・湖南圏域河川整備計画に基づき引き続き内水排除施設を設けるなど河川整備の必要性を要望していきます。

また、野田地先においては、護岸整備箇所比べ流下能力が不足しており、大雨時に家棟川からの逆水で溢水しやすい状況にあることから、引き続き未改修区間の河川改修を要望していきます。

【所管部：都市建設部】

## 平和

1. 野洲市の平和への取り組みとして自治体として次の 3 つ点について努力されること。

- ①核兵器禁止条約の署名と批准をおこなうことを国に求めること。
- ②非核 3 原則を盛り込んだ滋賀県平和宣言の採択に向け、県に働きかけられること。
- ③被爆者が訴える核兵器廃絶・国際署名を市役所の窓口に配置され市民に広くアピールされること。

(回答)

- ① 唯一の被爆国である日本が「核兵器禁止条約」に批准しないことは残念に思いますが、市独自で国への働きかけは考えていません。
- ② 非核 3 原則は、国政にかかわるものであり、市から県への働きかけは考えていません。
- ③ 核兵器廃絶に向けては、平和パネル展をはじめとした市独自の取り組みにより、市民への啓発をおこなっており、核兵器廃絶・国際署名を窓口に設置することは考えていません。

【所管部：総務部】

以上